

JEM-TR 124:1979
乾式変圧器の保守・点検指針

正誤票

位置	ページ差替
目次	JEM-TR 124 : 1979
	目 次
	ページ
	序文.....1
	1. 引用規格.....3
	2. 現地据付時の保守・点検.....3
	2.1 設置場所の状況確認.....3
	2.1.1 空気温度と標高.....3
	2.1.2 設置場所の状況.....3
	2.2 製品が現地に到着したときの点検.....4
	2.2.1 ケースなし変圧器が輸送された場合.....4
	2.2.2 ケース入り変圧器が輸送された場所.....5
	2.3 据付けに際しての注意事項.....6
	2.3.1 移動時の注意事項.....6
	2.3.2 据付時の注意事項.....6
	2.4 据付後の点検.....8
	2.4.1 据付状態の点検.....9
	2.4.2 一般構造の点検.....9
	2.4.3 配線接続状態の点検.....10
	2.4.4 タップ切換装置の点検.....10
	2.4.5 冷却装置の点検.....10
	2.4.6 計測装置及び保護装置の点検.....10
	2.4.7 清掃.....10
	2.5 運転開始前の試験.....10
	2.5.1 絶縁抵抗の測定.....11
	2.5.2 商用周波耐電圧試験.....11
	2.5.3 極性又は角変位測定.....11
	2.5.4 計測装置及び保護装置類の動作試験.....11
	2.5.5 その他の試験.....11
	2.6 保管.....11
	3. 運転開始後の保守・点検.....11
	3.1 保守・点検時の注意事項.....11
	3.1.1 充電した状態での保守・点検.....12
	3.1.2 停電した状態での保守・点検.....12
	3.1.3 その他の注意事項.....12
	3.2 運転開始直後の点検.....12
	3.2.1 音、振動.....12
	3.2.2 臭気.....12
	3.2.3 変色.....12

3.2.4 温度	12
3.3 日常の保守・点検	12
3.4 定期点検	12
3.5 点検時又は運転時における異常の原因とその対策	13
4.1 乾燥方法	13
4.1.1 外部熱による乾燥	13
4.1.2 電流乾燥	13
4.1.3 外部熱と電流乾燥の併用	13
4.2 乾燥状態の判定	13

乾式変圧器の保守・点検フローチャート

2. 現地据付時の保守・点検

- 2.1 設置場所の状況確認
2.1.1 空気温度と標高
2.1.2 設置場所の状況

- 2.2 製品が現地に到着したときの点検
2.2.1 ケースなし変圧器が輸送された場合 (図1, 図2)
2.2.2 ケース入り変圧器が輸送された場合 (図3, 図4)

- 2.3 据付けに際しての注意事項
2.3.1 移動時の注意事項
2.3.2 据付け時の注意事項 (図5, 図6, 図7)

- 2.4 据付け後の点検 (図8, 図9)
2.4.1 据付け状態の点検
2.4.2 一般構造の点検
2.4.3 配線接続状態の点検
2.4.4 タップ切換装置の点検
2.4.5 冷却装置の点検
2.4.6 計測・保護装置の点検 (図10)
2.4.7 清掃

- 2.5 運転開始前の試験 (表3)
2.5.1 絶縁抵抗の測定 (表4)
2.5.2 商用周波耐電圧試験
2.5.3 極性又は角位変測定
2.5.4 計測・保護装置の動作試験
2.5.5 その他の試験

3. 運転開始後の保守・点検

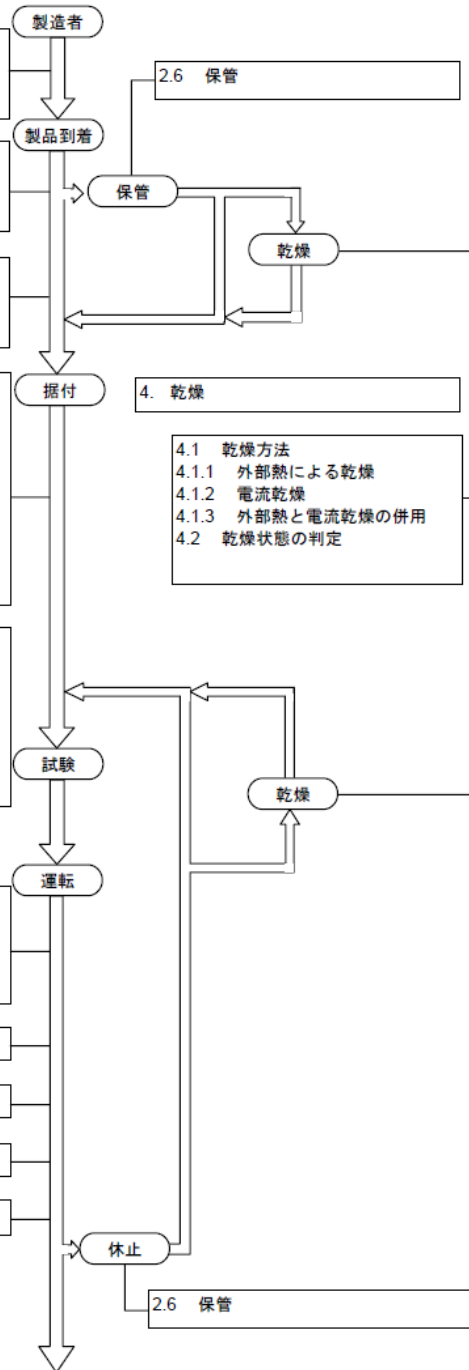
- 3.1 保守・点検時の注意事項 (表5)
3.1.1 充電した状態での保守・点検
3.1.2 停電した状態での保守・点検
3.1.3 その他の注意事項

- 3.2 運転開始直後の点検

- 3.3 日常の保守・点検 (付表1)

- 3.4 定期点検 (付表2)

- 3.5 点検又は運転時における異常の原因と対策 (付表3)



- “製品到着”から“保管”への矢印を追加。
- 項目番号の修正。
- “1.1製品が現地に到着したときの点検”を“2.1 設置場所の状況確認”と修正。

位置(項番・見出し)	誤	正
2.1 設置場所の状況確認	変圧器の設置に先立っては、以下の各項目に適合しているかどうかを確認する必要がある。	変圧器の設置に先立っては、以下の各項目に適合しているかどうかを確認する必要がある。 <u>設置環境が、それらを満足せず、問題が生じた場合は、使用者と製造者との協議し対策を施すことが必要である。</u>
2.1.1 空気湿度と標高	空気湿度と標高	空気湿度と標高
2.2.2 ケース入り変圧器が輸送された場所	2.2.2 ケース入り変圧器が輸送された場所	2.2.2 ケース入り変圧器が輸送された場合
2.5.2 商用周波耐電圧試験	表 4 に示すように電気設備技術規準によって実施する。	表 4 に示すように電気設備技術基準によって実施する。
付表 1 日常点検項目	“点検項目”の列が“運転状況”の行，“対策”の列の“原因を究明し対策を施す____”を“原因を究明し対策を施す”と修正。	
付表 1 日常点検項目	“点検項目”の列が“変圧器温度”の行，“対策”列の“原因を究明し対策を施す____”を“原因を究明し対策を施す”と修正。	
付表 2 定期点検項目	“点検項目”の列が“冷却装置”の行，“点検の要点”の列の“電動機，送風機ベアリング，付属計器(断風警報機，温度計)点検”を“電動機，送風機ベアリング，付属計器(断風警報器，温度計)点検”と修正。	

注：波線の下線部(____)は修正する箇所

以上

平成 18 年 11 月 22 日作成